

○熊本県警察の保護取扱いに関する訓令

昭和36年3月29日

本部訓令甲第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。)第3条の規定に基づく保護(以下「保護」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長(以下「署長」という。)は、保護の取扱いについて、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずる。

警察署の保護を主管する課の長(以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずる。

2 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、熊本県警察の警察署当番に関する訓令(令和2年熊本県警察本部訓令第17号)第11条に規定する警察署当番責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行う。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、取りあえず必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置をとった場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院又は保護室

(2) 酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番、警備派出所又は駐在所(最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室)

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては保護室)

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合は、人目にたたないようにする等被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

(家族等への手配)

第6条 保護主任者は、前条第1項の措置をとったときは、できるだけ速やかに被保護者の家族等にこれを通知し、その者の引き取り方について必要な手配をしなければならない。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 被保護者の家族等に通知してその引き取り方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人をおき、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。

(事故の防止)

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起さないように注意しなければならない。

第9条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、やむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができるものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつていとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第8条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

- 2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて保管するように努めるものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において、立会人を置いて、行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カード(別記様式第4号)に記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

第11条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室に保護する場合において、その者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、やむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することができるものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第12条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長は、これを発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。
- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故である場合は、署長は、その状況を直ちに警察本部長に報告するとともに、家族等にも通知しなければならない。

(保護の解除)

第13条 保護主任者は、被保護者について、家族等が判明し、責任ある引取人が引き取りに来た場合その他保護の必要がなくなった場合においては、署長の指揮を受けた上、速やかに保護解除の措置をとらなければならない。

(関係機関への引継)

第14条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項に規定する保護の実施機関である知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には前号に掲げる場合であっても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置等)

第15条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して所要の保護室を設置するものとする。

2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせるものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第16条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 留置施設と別個に設けること。

(2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。

(3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。

(4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(5) とびら、窓、その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 警察署には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備して置くものとする。

(保護室に関する特別措置)

第17条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の仮眠室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用することができる。

第4章 許可状の請求等

(保護期間の延長)

第18条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受け

た上、管轄簡易裁判所の裁判官に対し、別記様式第1号の許可状請求書によって行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第19条 署長は、警察で保護した被保護者の保護状況を、毎週別記様式第2号の保護通知書によって、管轄簡易裁判所に通知しなければならない。

(知事又は保健所長への通報)

第20条 署長は、精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定により別記様式第3号の精神障害者に関する通報書によって、保健所長を経て知事に通報しなければならない。

2 酩酊者規制法第3条第1項又は警職法第3条第1項の規定により、酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコールの慢性中毒（精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者を除く。）又は、その疑いのある者であると認めたときは、酩酊者規制法第7条の規定により、別記様式第5号のアルコール慢性中毒者に関する通報書によって、直ちに保健所長に通報しなければならない。

第5章 雑則

(保護カード)

第21条 警察官は、第4条第1項の規定による措置を講じたときは、速やかに保護カードを作成し保護主任者に提出しなければならない。

2 保護主任者は、保護カードに保護の状況を記載し、その経緯を明らかにしておかなければならない。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第22条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条の非行少年又は不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年熊本県警察本部訓令第16号）の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であって、第14条第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置を採った場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪捜査等)

第23条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条の触法少年若しくはぐ犯少年であることが判明するにいたった場合においても、なお、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第24条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由により、やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
 - (2) 少年法第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同行状を執行する場合
 - (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合
 - (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項若しくは第90条第5項又は少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項若しくは第79条第5項の規定により、少年院又は少年鑑別所に収容すべき者を連れもどす場合
 - (5) 更正保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
 - (6) 売春防止法第22条第3項(同法第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、収容状を執行する場合
 - (7) 婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れもどす場合
- 2 第3条、第8条から第12条まで、第15条第2項及び第21条の規定は、前項の場合において準用する。

附 則

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日本部訓令甲第6号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月3日本部訓令甲第10号)

この訓令は、昭和63年9月3日から施行する。

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成5年3月31日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月14日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成7年2月15日から施行する。

附 則(平成7年3月7日本部訓令甲第4号)抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成7年3月13日から施行する。

附 則(平成7年12月28日本部訓令甲第21号)

この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日本部訓令甲第8号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年10月12日から施行する。

附 則(平成18年12月12日本部訓令第26号)

この訓令は、平成18年12月23日から施行する。

附 則(平成19年9月28日本部訓令第20号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

附 則(平成22年6月11日本部訓令第12号)

この訓令は、平成22年6月11日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 18 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 16 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

※ 別記様式 (略)